

駐 車 監 視 員 活 動 ガ イ ド ラ イ ン

令和8年10月1日改定

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置駐車車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています。（反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません。）本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

※ 祭礼・イベントその他警察署長の指示により、ガイドラインの範囲外で活動する場合があります。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置駐車車両の確認等を実施する。

重点路線	◎最重点路線	
	路線(区間)	重点時間帯
	市道(植田西二丁目交差点～地下鉄平針駅東方シティハウス平針前交差点)	7時～22時
	県道名古屋岡崎線 (植田西交差点～平針交差点)	7時～22時
	○重点路線	
	路線(区間)	重点時間帯
	国道153号線 (昭和区境～植田一本松交差点)	7時～22時
	県道名古屋第二環状線 (植田西交差点～緑区境)	7時～22時
	市道東海通線 (南区境～緑区境)	7時～22時
	市道白山黒石線1号線 (日進市境～緑区境)	7時～17時

重点地域	◎最重点地域	
	地域(町名)	重点時間帯
	地下鉄原駅地区	・原一丁目～五丁目 ・中平一丁目～三丁目 7時～22時
	地下鉄平針駅地区	・平針一丁目～五丁目 7時～22時
	○重点地域	
	地域(町名)	重点時間帯
	重点路線(R153)隣接地区	・焼山一丁目、二丁目 ・一本松一丁目～二丁目 7時～22時
	地下鉄植田駅周辺地区	・植田西一丁目～三丁目 ・植田一丁目～三丁目 ・植田南一丁目～三丁目 ・井口一丁目、二丁目 ・植田本町一丁目～三丁目 7時～22時
	地下鉄塩釜口駅周辺地区	・塩釜口一丁目、二丁目 ・元八事三丁目～五丁目 ・八幡山 ・道明町 ・中砂町 7時～22時
	地下鉄野並駅周辺地区	・野並一丁目～四丁目 ・中坪町 ・井の森町 ・古川町 ・相川一丁目、二丁目 7時～22時
	地下鉄相生山駅周辺地区	・久方三丁目 7時～22時
	運転免許試験場周辺地区	・平針南一丁目～四丁目 ・向が丘一丁目～三丁目 ・中平四丁目 7時～22時
	天白小学校周辺地区	・池場一丁目～五丁目 ・横町 7時～22時
	天白区役所周辺地区	・島田一丁目～五丁目 7時～22時
	南天中学校周辺地区	・保呂町 ・笹原町 ・菅田一丁目～二丁目 ・福池一丁目、二丁目 7時～22時
	植田北部地区	・元植田一丁目～三丁目 ・植田山一丁目～五丁目 ・鴻の巣一丁目、二丁目 7時～22時
	○自動二輪・原付重点地域	
	地域(町名)	重点時間帯
	地下鉄塩釜口駅周辺地区	7時～22時

愛 知 県 天 白 警 察 署